

出席停止指示書

令和 年 月 日

保護者 様

東金市立鶉嶺小学校
校長 中田 邦明

- 1 児童（生徒）名 _____年_____組_____
- 2 病 名 _____インフルエンザ_____
- 3 期 間 _____月_____日より、医師の許可があるまで

お子様の病気は、学校保健安全法第19条に基づき、下記の基準によって他の児童（生徒）に感染する恐れのある期間は登校できないことになっておりますので、出席停止の指示を出します。

出席停止の期間は次のとおりです。この期間が過ぎ、医師より登校を許可されましたら、通知書を医師に記入していただき登校する際、担任まで提出してください。

なお、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は、保護者が通知書を記入して担任まで提出してください。

出席停止の期間

- 学校保健安全法施行規則第18条で定める第一種の感染症は治癒するまで
(第一種の感染症…エボラ出血熱、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ 等)
- 学校保健安全法施行規則第18条で定める第二種・第三種の感染症は以下のとおり

感 染 症 名	出 席 停 止 の 期 間
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん（3日ばしか）	発しんが消失するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核・髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症	結核・髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。

※ただし、医師が「感染予防上支障がない」と認めた場合はこの限りではありません。